

呉市文化振興財団「インターネット予約」利用規約

第1条 定義

- 1.本規約は、「公益財団法人呉市文化振興財団」（以下「財団」といいます）が提供する、各種チケットの販売サービス〔会員登録制サービスを含みます〕である「呉市文化振興財団「インターネット予約」サービス」（以下「本サービス」といいます）を利用されるお客様および財団に適用されます。本サービスを利用した場合は、お客様が本規約に同意したものとみなされます。
- 2.「お客様」とは、本サービスをご利用される一切のお客様をいいます。
- 3.本サービスのご利用方法は以下の二種類があります。
 - (1) 財団の有料会員組織「くれフレンドリー友の会」会員として利用
 - (2) 登録をせずに利用（上記（1）以外の利用）
- 4.本サービスにおける会員特典は以下の通りです。
 - (1) 「くれフレンドリー友の会」会員：くれフレンドリー友の会会員特典に準じた割引および優先発売
 - (2) 登録をせずに利用：割引や優先予約等の特典はありません
- 5.未成年者等が本サービスを利用する場合、事前に親権者等の同意を得て行うものとします。

第2条 本規約の適用範囲および変更

- 1.本規約の本文の他に規定されている個別規定も、本規約の一部を構成します。また、本規約と個別規定が異なる場合には、個別規定の定めが優先されるものとします。
- 2.財団は、お客様に対して事前の通知をすることなく本規約および個別規定の全部または一部を変更することがありますので、チケット予約申込みの際は必ず本規約および個別規定をご確認ください。内容変更後は、変更後の内容のみ有効とさせていただきます。
- 3.財団は、本サービスの運営または技術上、本サービスのシステムや内容の変更が必要であると判断した場合、お客様に対し事前に通知することなく、本サービスのシステムまたは内容を変更することがあります。

第3条 本サービスの中断または中止

- 1.財団は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの運用の全部または一部を中断・中止することが出来るものとします。
 - (1) 本サービスのシステムの定時または緊急の保守・点検を行う場合
 - (2) 財団が設置または管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスをお客様に提供できない事由が生じた場合
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、輸送手段の混乱その他財団の合理的支配を超える事由により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) その他、財団が本サービスの運営上必要と判断した場合
- 2.財団は、本利用規約に定めるほか、本サービスの範囲外の事故については、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第4条 禁止事項

お客様は、本サービスのご利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスの他の利用者、第三者または財団の著作権、財産権、名誉、プライバシー、ノウハウもしくはその他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 前号の他、他の利用者、第三者または財団に不利益もしくは損害を与える行為、および与えるおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を本サービスの他の利用者もしくは第三者に提供する行為
- (4) 犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結び付く行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 政治、宗教、性風俗に関する行為
- (6) 本サービスを利用した営業行為、営利を目的とする行為、またはその準備を目的とした行為
- (7) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (8) ログインIDまたはパスワード、暗証番号を不正に使用する行為
- (9) 利用に際し、氏名、電話番号、メールアドレスに虚偽の申告をする行為
- (10) 本規約もしくは法令に違反する行為、または違反するおそれのある行為
- (11) その他、財団が不適切と判断する行為

第5条 免責事項

- 1.本サービスのご利用は、全てお客様の責任において行われるものとし、財団は、本サービスの内容およびお客様が本サービスを通じて取得する情報等の完全性、正確性、確実性、有用性等について、保証を行わないものとします。
- 2.財団は、本サービスの中止、中断、変更もしくは廃止、本サービス提供の遅滞、またはその他本サービスに関連して発生したお客様または第三者の損害について責任を負わないものとします。
- 3.財団は本サービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、情報の漏洩、消失、他者による改ざん等の防止の保証はいたしません。
- 4.財団は、本サービスにより販売されるチケット等の販売数量が全てのお客様の購入希望を満たすことを保証するものではなく、また、本サービスにより販売されるチケット等に記載された内容が真実であること（記載どおりに興行されることを含みます）について保証を行わないものとします。
- 5.本サービスにおいては、電子メールの不達・遅配・誤配等のトラブルについて、財団は責任を負いません。
- 6.本サービスにおいては、チケット代金の決済に際して生じたトラブルについて、財団は責任を負いません。

第6条 著作物等の利用

- 1.お客様は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法によっても、本サービスを通じて提供される著作物、商標等を著作権法、商標法等で定めるお客様個人の私的利用の範囲を超えて使用することはできません。
- 2.特に定めない限り、本サービスの各コーナーに関する著作権、商標権、肖像権その他知的財産権は、財団に帰属するものとし、お客様は権利者の権利を尊重するものとします。

3.お客様と権利者との間に、紛争が発生した場合、お客様は自己の責任においてこれを解決するものとし、お客様が賠償責任を負い、または刑事処分等を科せられても財団は責任を負わないものとします。

第7条 個人情報の取り扱い

財団は、お客様の個人情報を別途定める「プライバシーポリシー」のほか、お客様の第1条第3項の利用区分に応じて、「インターネット予約」会員規約、および「くれフレンドリー友の会」会員規約に基づき取り扱うものとし、お客様は、本同意条項に同意するものとします。

第8条 準拠法

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものものといたします。

第9条 管轄裁判所

- 1.本サービスに関連して、お客様と財団との間で紛争が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上解決するものものとします。
- 2.協議をしても紛争を解決できない場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は2021年4月1日（午前0時）より発効するものものとします。

個別規定 チケット販売

第1条 販売の拒否

財団は、以下のような場合、チケットの販売をお断りいたします。（1）お客様が財団の定める事項について虚偽の申告をされた場合、または必要な申告をされなかった場合。

（2）他のお客様、または第三者の迷惑になるような行為または財団の円滑な販売を妨げるような行為をされた場合。

（3）財団よりご案内の期限内に所定の手続きをされなかった場合。

（4）財団が指定する購入方法をお守りいただけなかった場合。

第2条 販売方法の決定

必要に応じ購入枚数、購入方法等につき制限を設けることがあります。

第3条 販売の終了

1.販売期間中であっても財団の予定枚数に達した時点で個々の興行毎に販売を終了いたします。ただし、追加席・追加公演があった場合は販売を再開することがあります。

2.販売期間前および販売期間中であっても、財団の都合により、急遽販売を終了する場合がございます。この場合、財団は責任を負わないものとします。

第4条 申込内容確認メール送信

チケット予約成立後、財団より申込内容確認の電子メールを送らせていただきます。これらの電子メールによる通知は、チケット予約申込の際にお客様が入力した電子メールアドレスを管理するサーバー（お客様の電子メールサーバー）に到達したときにお客様に到達したものとみなします。ただし、本サービスにおいては、チケット予約申込時の電子メールアドレスの虚偽入力、誤入力または入力漏れ、判読不可能な文字化け現象等、お客様からの申込内容に何らかの不具合が生じた場合には、電子メールを送信できないことがあります。また、電子メールの不達・誤達・遅達等について、財団は責任を負いません。

第5条 予約内容の変更・キャンセルの禁止

チケット予約申込み後の、予約内容の変更およびキャンセルは受け付けません。

第6条 チケット代金の支払方法およびチケットの取引方法

1.予約申込み成立後、お客様からの申込み内容に応じてチケット代金、消費税、取扱手数料等（以下「代金等」といいます）の決済をさせていただきます。

2.お客様は、財団の定める下記の決済方法により、代金等の支払いを行うものとします。

(1) クレジットカードによる決済

クレジットカードでのお支払いを選択されたお客様については、クレジットカードの与信手続きを行わせていただきます。クレジットカードの与信手続き完了をもって販売契約の成立とします。

なお、チケット予約申込みの際の虚偽入力、誤入力または入力漏れ、各クレジットカード会社の規約等に準じない等の何らかの理由でお客様のクレジットカードによる決済ができない場合には、チケットの販売には応じかねます。

(2) ファミリーマートによる決済

ファミリーマートでのお支払いを選択されたお客様は、財団の指定する期日までにファミリーマート店頭にて代金をお支払いください。代金等払込の完了をもってチケット販売契約の成立とします。財団の指定する期日までに代金等のご入金を確認されない場合、チケットの販売には応じかねます。

3.チケットの引取方法は、前項(1)(2)いずれの場合もファミリーマート店頭もしくは呉市文化振興財団事務局での引取です。

チケット予約成立完了画面および予約完了メールにて、チケット引取に必要な引換番号を案内します。チケットは、財団の指定する期日までにお客様ご自身によりフ申込時の指定先でお引き取りください。

第7条 転売の禁止

1.本サービスを通じ購入したチケットを、営利を目的として転売すること、ならびに第三者に転売の委託をすることを禁止します。なお、オークションならびにインターネットオークションへの出品も禁止します。

2.前項に違反した場合、財団が自らの判断で、購入済みのチケットを無効とし、チケット代金の返金を認めず、入場を認めないことがあります。既に入場している場合には退場を命じられることもあります。また本サービス

を利用して直接購入された以外の「チケットショップ」や「購入代行業者」「ダフ屋」等から購入したチケットのトラブルについては責任を負いません。

第8条 同一内容の申込みについて

- 1.本サービスにおいて、お客様の入力ミス、あるいは通信環境の不具合等により重複申込みをされた場合でも、財団は責任を負いません。また、その代金についての返金はいたしません。
- 2.本サービスにおいては、特定のお客様が同じ内容の申込みを多数回行い、財団が正常な購入意思ではないものと判断した場合、(期限までに代金等を支払わず予約が取消となった座席を、再度予約するという行為を繰り返した場合など)、全ての予約を無効とし、会員資格を停止（「くれフレンドリー友の会」会員の場合は本サービスの利用を制限）する場合があります。

第9条 公演の中止・払い戻し

興行の中止、あるいは延期等内容が変更され、これによりお客様または第三者に損害が生じたとしても、財団はこれに対して責任を負いません。なお、興行の中止または内容変更に対しチケット代金の払い戻しが行われる場合は、財団の定める払い戻し期間に限り払い戻しを行うものとし、払い戻し期間を経過した場合には払い戻しに応じません。また払い戻しを行う金額はチケット代金のみとし取扱手数料、宿泊代もしくは旅費等のキャンセル料等のチケット代金以外の料金については払い戻しいたしません。

第10条 紛失・盗難

チケットは紛失・盗難・毀損などの場合でも再発行はいたしません。

附則

本規約は2021年4月1日（午前0時）より発効するものとします。